

令和6年 4月 1日

綾羽株式会社
人事・教育部部長 西村 佳央

次世代育成支援のための事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2 内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。
男性社員 … 取得率を50%以上とする
女性社員 … 取得率を100%とする

《対策》

- 令和6年 4月～ 男性社員に子どもが生まれた際、人事・教育部より育児休業取得を案内する。また、出産、育児に関する休暇、給付など制度の情報提供を行う。
- 令和6年10月～ 職場復帰にむけて、育児休業期間中および復帰直後に必要な情報提供を行う。

目標2 小学3年生未満の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度の取得向上にむけて取り組む。

《対策》

- 令和6年 4月～ 就業規則や労務ハンドブック等により、短時間勤務制度を周知する。
- 令和7年 4月～ 短時間勤務制度を取得しやすくなるため、職場環境の見直しを行う。

目標3 社員のワークライフバランスを確保するため、労働時間の適正化や勤務間インターバルの遵守に向けて取り組む。

《対策》

- 令和6年 4月～ 月次の実績を社内メール等により周知し、改善を図る。

以上